

水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例における排水基準

(3) 関川水域・渋江川水域以外に排水する工場又は事業場等

1日当たりの平均的な排水量が50m³未満である工場又は事業場等については、生活環境項目（第1号から第14号まで）に係る基準の適用外となります。
 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小値を適用する。
 また、ホウ素・フッ素及びその化合物・硝酸性窒素類・亜鉛及びその化合物・1・4-ジオキサンについては、業種により緩和基準がある場合があります。詳しくは環境保全課環境対策係までお問合せください。

(単位：mg/L、ただし大腸菌群数は個/cm³)

水質汚濁防止法の特定施設番号及び県条例の特定施設の区分	生活環境項目														人の健康項目																																					
	1 水素イオン濃度 (pH)		2 生物化学的酸素要求量 (BOD)		3 化学的酸素要求量 (COD)		4 浮遊物質量 (S)		5 物質 (n-ヘキサノール抽出)	6 フェノール類	7 銅及びその化合物	8 亜鉛及びその化合物	9 溶解性鉄及びその化合物	10 溶解性マンガン及びその化合物	11 クロム及びその化合物	12 大腸菌群数 (日間平均)	13 窒素含有量	14 りん含有量	15 カドミウム及びその化合物	16 シアン化合物	17 有機燐化合物	18 鉛及びその化合物	19 六価クロム化合物	20 砒素及びその化合物	21 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22 アルキル水銀化合物	23 ポリ塩化ビフェニル	24 トリクロロエチレン	25 テトラクロロエチレン	26 ジクロロメタン	27 四塩化炭素	28 1・2-ジクロロエタン	29 1・1-ジクロロエチレン	30 シス-1・2-ジクロロエチレン	31 1・1・1-トリクロロエタン	32 1・1・2-トリクロロエタン	33 1・3-ジクロロプロパン	34 テトラム (別名)	35 シマジン (別名)	36 チオベンカルブ (別名)	37 ベンゼン	38 セレン及びその化合物	39 ほう素及びその化合物	40 亜鉛及びその化合物	41 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化	42 1・4-ジオキサン						
	海域以外	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	イ	ロ	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
53	5.8-8.6	5.0-9.0	160	120	160	120	200	150	5	30	5	3	2	10	10	2	3000	120	60	16	8	8	0.03	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005	注1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.1	10	230	8	15	100	0.5

※19-a 染色整理業に係る施設に限る、 19-b 染色整理業に係る施設を除く、 72-a 尿浄化槽に限る、 72-b 尿浄化槽を除く
 注1) 検出されないこと